

滋賀大学教職大学院に関する連携推進専門委員会要項

(趣旨)

第1 滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議規程第6条の規定に基づき、地域の教育の向上という観点から、滋賀大学教職大学院の運営に関する連携推進について協議するため、滋賀大学教職大学院に関する連携推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2 専門委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 教職大学院の運営に係る連携推進に関すること。
- (2) 教職大学院の教育研究に関すること。
- (3) その他教職大学院の運営に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻長
- (2) 滋賀県教育委員会事務局教育次長
- (3) 滋賀大学大学院教育学研究科長が指名する者
- (4) 滋賀県教育委員会教育長が指名する者

(事務)

第4 専門委員会の事務は、滋賀県教育委員会事務局の協力を得て、滋賀大学教育学部の事務部において処理する。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。